

資源物 集団回収の手引き 令和8年度版



<問い合わせ先・郵送先>

〒 850-8685 長崎市魚の町4番1号

長崎市 資源循環課 資源循環係(場所:市庁舎13階)

電話 095-829-1159

※ご提出は、各地域センターの窓口でも受付けております。

大きな変更点

- 書類の提出が年に1回になります！
 - 提出する書類に押印は必要ありません！
 - 交付が年に2回(8月、2月)になります！
- ※単価は今までと変わりません！

目次

1 集団回収とは	3
2 集団回収の奨励金とは	3
3 奨励金の申請方法	4
4 書類の書き方	6
5 よくあるご質問	8
6 長崎市では集団回収活動を支援しています	9
7 持ち去り行為を見かけたら	9
8 集団回収を成功させるためには	10
9 「雑がみ」も集団回収に出しましょう	11

1 資源物集団回収とは

ごみの減量化や資源化を図るため資源物回収を行う活動で、登録団体が市内で行うものです。

2 集団回収の奨励金とは

ごみの減量化や資源化を図るため、資源物回収活動を行っている登録団体に対して、**古紙**及び**古布**の回収量に応じた奨励金を交付しています。

(1) 対象団体

自治会・子ども会・婦人会など、再生利用の促進のため自主的に資源物を回収し、資源物回収業者へ引き渡す団体で、市長の登録を受けたもの。

(2) 対象品目

古紙類(新聞、雑誌類、段ボール、牛乳パック等)と古布

※事業所から出た段ボールなどの古紙類及び古布は交付の対象になりません。ご家庭で商店などの事業を営まれている方は、集団回収に出す資源物に事業所から出たものが混入しないようにしてください。

(3) 奨励金の算出方法

ア 古紙類に対する奨励額 上限5円/kg

奨励額 = 古紙総回収量 × [5円 - 古紙の平均売却単価]

↑ 古紙総売上額 ÷ 古紙総回収量

例: 回収量が100kgで、回収業者への平均売却単価が0.5円の場合

$$\begin{aligned} \text{奨励額} &= 100\text{kg} \times (5\text{円} - 0.5\text{円}) = 100\text{kg} \times 4.5\text{円} \\ &= 450\text{円} \end{aligned}$$

イ 古布に対する奨励金 一律3円/kg

奨励額 = 古布総回収量 × 3円

3. 奨励金の申請方法

書類の提出は【年に1回】だけになりました！

(1) 令和8年度について

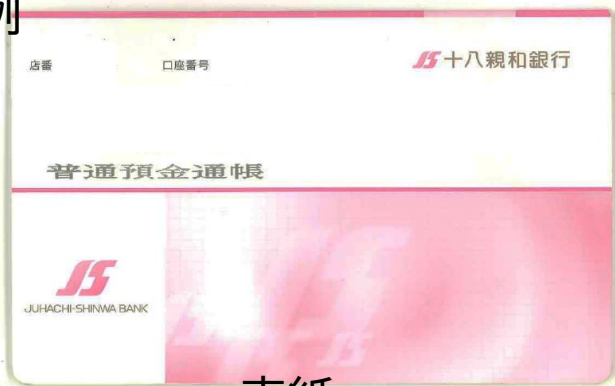
4月～6月の提出物(7月10日まで) ア、イ、ウの3種類

来年からはアの書類のご提出のみとなります！

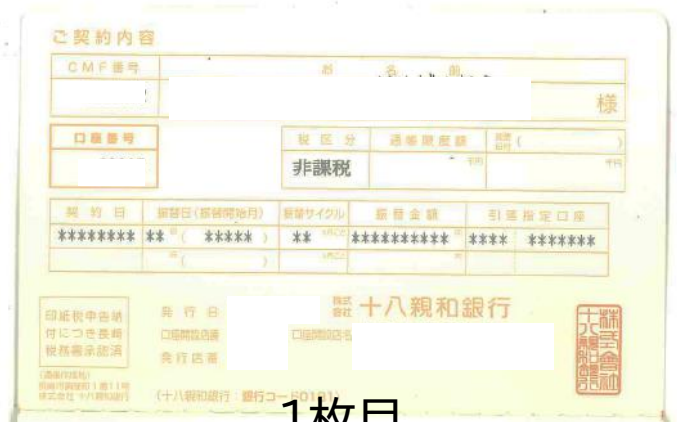
ア.「資源物回収登録団体登録変更届出書」または「資源物回収意思確認書」

- 登録内容に変更がある団体…資源物回収登録団体登録変更届出書
 - 登録内容に変更がない団体…資源物回収意思確認書
- ※登録されている振込先通帳の名義などに変更がある場合は通帳の表紙と1枚目のコピーも添付してください。

例



表紙



1枚目

イ.「品目別数量、売却金額明細書」

8ページを参照してご記入ください。

ウ.「仕切書」

業者から提出がありますので、原本をご提出ください。

なお、電子申請システムからの申請も可能となりました。詳しくは二次元コードから、または「長崎市 集団回収」で検索してください。



※下半期(7月～12月分)の提出物はありません。市から奨励金の決定 通知書を送付しますので、金額をご確認ください。(5ページ参照)

(2) 交付金額のチェック

上半期(4月～6月分)は8月頃に、下半期(7月～12月分)は2月頃に交付金額決定通知書を送付しますので、内容を確認してください。

交付金額は集団回収登録事業者から市に提出された資源物の回収実績から計算いたします。

通知文案 (変更する可能性があります。)

〇〇団体様	長 資 循 号 外 令和8年 〇月〇日
回収量と奨励金を確認いただき、意義がございましたら〇月〇日までにご連絡ください。	
古紙回収量	〇〇〇kg
古布回収量	〇〇kg
奨励金額	〇〇〇〇〇円

この数字を業者から提出される仕切書をもとに確認してください。

奨励金交付決定通知書を送付しますので、交付額に異議がある場合は15日以内に資源循環課に申し出てください。

※締切日は必ず守ってください。万一締切日に間に合わない場合は、事前に資源循環課資源循環係までご相談ください。

※ご提出は、各地域センターの窓口でも受付けております。

注意点

・年の途中で申請内容に変更があった場合は5月まで待たず、変更があったときに「資源物回収登録団体登録変更届出書」をご提出ください。

・集団回収活動を廃止される場合は、資源循環課にご相談ください。

4 書類の書き方 《記入例》

第1号様式の3(第2条の3関係)

集団回収登録団体登録 変更 届出書
 廃止

年 月 日

(あて先)長崎市長

代表者が変わる場合は、旧代表者からお届け下さい。

- (届出者)
- 団体名
- 代表者住所
- 代表者氏名
- 電話番号

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第6号に規定する集団回収登録団体として登録している内容に変更が生じた(登録に係る集団回収活動を廃止した)ので、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第2条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

○ 団体に関すること	団体名 代表者住所 代表者氏名 電話番号	代表者が変わる場合は新代表者をご記入下さい。個人の確認のため、フリガナ及び性別もご記入いただけますと大変ありがたいです。
団体の種類	自治会・婦人会・子供会・その他 ()	
主たる回収品目	古紙・アルミ缶・スチール缶・空き瓶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン・古繊維・その他 ()	
契約している資源物の回収事業者名		
回収曜日・時間	曜日 時頃・1か月につき 回	
代表者が変更になった場合、個人の確認のため生年月日をご記入ください。	代表者の生年月日 (年 月 日) ・奨励金振込口座の変更 金融機関名 本・支店名 - 普通・当座 № - 名義 (フリガナ) -	
その他	・集積場所の変更(別紙のとおり)	
口座の名義等が変更になった場合、口座情報をご記入ください。また、通帳のコピー(表紙及び最初の見開きの部分)の提出をお願いします。	廃止年月日 年 月 日	

変更がある部分のみ左欄に○を付けて右欄をご記入ください。

変更又は廃止の理由

集積場所の変更がある場合には別紙をお渡しします。なお、市の収集日にごみステーションから資源物を集める場合(自治会に限る)、別途届出が必要です。資源循環課へご連絡ください。

《記入例》

資源物回収意思確認書

(あて先)長崎市長

年 月 日

こちらをご記入ください

(届出者)

団体名

代表者住所

フリガナ

代表者氏名

電話番号

本年度、集団回収活動について、引き続き活動を行う意思があることを表明いたします。

1 代表者の生年月日 年 月 日

2 振込先口座

金融機関名	
本・支店等名	店
口座種別	普通 ・ 当座
口座番号	
名義フリガナ	
名 義	

《記入例》

第1号様式

品目別数量、売却金額明細書(3ヶ月分)

集団回収登録団体名	申請書と同じ団体名称をご記入下さ					
集団回収活動の回数	業者に引き渡した回数 → ○ 回					
回収月	月		月		合計	
	kg	円	kg	円	kg	円
新聞紙						
雑誌						
段ボール						
牛乳パック						
合計					①	②

計 各月の「kg」欄は回収量の合計

ひと月分をまとめて書きます。

各月の「円」欄には売上額(回収業者へ売却した額)を記入(売却金額が0円の場合は空欄)

① 古紙総回収量

② 古紙総売上額

③ 平均売却単価

② ÷ ①

円

古紙交付額

回収量① kg × 交付単価 円 = ④ 円

[5円 - ③]

古繊維交付額

回収量 kg × 交付単価 3円 = ⑤ 円

総交付額 = ④ 古紙交付額 円 + ⑤ 古繊維交付額 円 = 総交付額 円

1円未満切捨て

銭未満切捨て

回収業者名

アルミ製の缶	kg	鍋、釜、やかん及びフライパン等の金属類	kg
スチール製の缶	kg	その他	kg

担当者確認

※どのくらいの資源物がリサイクルされているのか把握するため、アルミ等の引き渡し実績数量も必ずご記入ください。

5 よくあるご質問

Q1. 代表者や振込口座が変わったときは？

A1. 代表者、奨励金の振込先口座の名義などが変わった場合は、「集団回収登録団体登録変更届出書」と「振込先の通帳のコピー（表紙と最初の見開き部分）」の提出が必要です。書類をお持ちでない場合は、資源循環課資源循環係までご連絡ください。記入方法については 7ページをご確認ください。

※奨励金を申請した場合は、その分の入金完了する（締切日から約1か月後）までは、口座を変更しないでください。振り込みがスムーズにできません。

自治会としての登録内容に変更があった場合も、変更届を提出してください。自治振興課に提出する書類とは連動していません。 集団回収登録団体は自治会の他、子ども会、婦人会、老人会などの団体もありますので、変更が生じた際は一律に資源循環課まで変更届を提出していただいています。

Q2. 申請締切日に間に合わないときは？

A2. 万一締切日に間に合わない場合は、事前に資源循環課資源循環係(095-829-1159)までご相談ください。

Q3. 事業所の古紙や古布を集団回収に混ぜてはいけないの？

A3. 事業所(スーパーや小売店等)の古紙や古布は奨励の対象外です。事業所から出たごみは法律により事業所が自ら処理する責任があります。すなわち、事業所は自らお金を払って業者に古紙や古布の処分を委託する等しなければならないのです。もし事業所から出た古紙類を活動団体が回収・申請し、それに市が奨励金を支払うとなると、事業所の処理責任を皆様の税金で肩代わりするということとなります。奨励金の適正な申請にご協力ください。

Q4. ごみステーションから資源物を集めたいときは？

A4. 市の収集日にごみステーションから資源物を集める場合は、事前に「資源物収集・運搬届出書」の提出が必要ですので、資源循環課資源循環係までご連絡ください。ただし、収集運搬できる団体は自治会として登録している団体のみであり、自治会区域を越えて収集することはできません。なお、回収するごみステーションを増やす場合や、変更する場合は変更の届出が必要です。

Q5. 集団回収活動を廃止したときは？

A5. 廃止の際には、「集団回収登録団体登録廃止届出書」の提出が必要ですので、資源循環課資源循環係までご連絡ください。

6 長崎市では集団回収活動を支援しています！



集団回収用の物品を譲渡しております。

●保管庫 ●リヤカー ●クリーンボックス

※保管庫、クリーンボックスの設置には場所の確保が必要です。基本的に1団体につき1基の支給です。保管庫の設置基準により奥行1mを超える保管庫が設置できない場合があります。

※譲渡にはいくつかの条件がございます。まずは資源循環課にご相談ください。

7 持ち去り行為を見かけたら

長崎市資源循環課または各環境センターへご連絡ください！

集団回収で収集した資源物の持ち去り行為の禁止

長崎市に集団回収団体として登録している自治会及びその自治会との間で資源物の収集・運搬の委託契約を結んでいる事業者以外の者が、集団回収の資源物を収集・運搬してはいけません。

※長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第15条の2より

8 集団回収を成功させるためには



1 目的をはっきりさせる



集団回収の意義や収益金の使いみちを話し合って理解してもらいましょう。

2 役割分担をする

- ・連絡係…××さん
- ・整理係…〇〇さん



資源物の回収を無駄なく進めるために、連絡係、梱包係、整理係といったそれぞれの役割を前もって話し合い、決めておきましょう。

3 回収品目を決める



一度にたくさんの種類を扱うと長続きしません。最初は、古新聞などの手のつけやすいものから始め、種類をだんだんと増やしていきましょう。

4 回収業者と打ち合わせをする



具体的に実施することが決まったら、回収業者と日時・場所・回収品目・回収方法についてあらかじめ相談しておきましょう。

5 集める場所を選ぶ



集める場所は、資源が山と積まれます。空き地や自治会集会所など、みんながわかりやすく、交通のじゃまにならないような場所を選びましょう。

6 参加を呼びかける



回収
〇月〇日
××公民館

できるだけ多くの方が参加できるように、学校や近所みなさんに呼びかけましょう。また、わかりやすい日時にしましょう。

7 決められたことを守ってスムーズな回収



各家庭であらかじめ、決められた通りに分類し、持ち運びやすいようにしておきます。持ち寄る時間、場所、品目をみんなが守ればスムーズに回収できます。

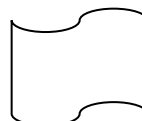
8 仕切書を必ずもらう



仕切書

回収が終わったら、必ず仕切書を受け取ってください。回収の收支をはっきりさせ、市からの奨励金決定通知書を確認する際に必要です。

9 年に一度の書類提出を忘れない！



提出する書類が少なくなり、手続きが簡単になりました！年に1枚必ず提出してくださいね！



9「**ざつ**雑がみ」も、

集団回収へ出しましょう！



古紙といえば、新聞、雑誌、段ボールと思われがちですが、実は他にも「雑がみ（ざつがみ）」という貴重な紙資源があります。

「雑がみ」とは、新聞・折込チラシ、本・雑誌、段ボール、紙パック以外の紙類のことです。「雑がみ」も、新聞、雑誌、段ボールなどと一緒に、地域の集団回収に出しましょう！

○：雑がみの例

紙袋



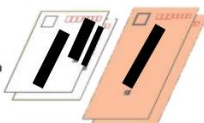
お菓子などの紙箱



包装紙



ハガキ・封筒



※本・雑誌の間に挟み、ひもでしばる



※個人情報（はがき）は切り取るか、塗りつぶす



ノート・メモ用紙



トレット[®]-パ-



の芯

カレンダー



※金具は外す

ティッシュの箱



※取出口のビニールはブラハ

※紙袋に入れてひもでしばる

雑がみの出し方は登録業者によって異なりますので、回収を依頼する登録事業者に確認しましょう。

×：以下の紙は「燃やせるごみ」です（リサイクルできません）

- ① 汚れた紙（クリームがついたケーキの箱、油や調味料がついたピザの箱、オムツなど）
- ② 内側がアルミコーティングされた紙パック（お酒やジュース、カップ麺のふた、ガムやタバコの内側の包装紙）
- ③ 防水加工されている紙（カップ麺、アイスクリームやヨーグルトのカップ、紙皿、紙コップなど）
- ④ 強い臭いがついた紙（洗剤・石鹸・線香などの紙箱）
- ⑤ ビニールコーティングされた紙（圧着はがき、ポスター）
- ⑥ その他

感熱紙（レシート）、昇華転写紙（アイロンプリントなど）
写真（写真付き年賀状も含む）、カーボン紙（宅配便等の複写伝票など）、切手、シール、点字用紙、和紙、金紙・銀紙（折り紙など）、油紙など



※アルミコーティングされたお酒などの紙パック



※強い臭いがついた洗剤などの紙箱



※防水加工されているカップ麺などの紙でできた容器

